



県病局第 587 号
平成 27 年 8 月 24 日

加茂市長 小池 清彦 様

新潟県病院局業務課長



新潟県立加茂病院改築事業に対する貴職の見解について（照会）

県病院局では、新加茂病院の病床数、施設規模及び必要な診療機能等について、有識者による検討のほか、貴職等からの要望、パブリックコメントや住民説明会の際に提出された意見等を考慮し決定するなど、県民の皆様の御意見をお伺いしながら、平成 29 年度末の新病院開院を目指して加茂病院の改築事業を進めてきたところです。

この間、貴職とも協議を重ねてまいりましたが、貴職におかれましては、病床数や面積等についての要望が入れないことから、加茂病院改築事業に係る行政手続の処理を放置しています。このため、新病院建設工事に係る発注手続のみならず、発注済みの旧看護専門学校等建物の解体・仮設工事等を中止する事態となっております。

県病院局といたしましては、1 日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えてまいりたいと考えていますので、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いするとともに、下記事項について貴職の御見解をお伺いしたいので、平成 27 年 9 月 7 日(月)までに文書により御回答ください。

記

(1) 貴職が要望する病床数等の具体的な根拠等について

貴職が要望する「病床数」「床面積」「産科専用個室」が必要である理由について、貴職は「加茂病院百年の大計」とのお考えですが、御要望の具体的な理由及び将来ニーズを踏まえたデータに基づく根拠について、改めて御見解をお伺いします。

(2) 医療ニーズを上回る施設整備の要望について

平成 25 年 10 月 23 日付けの要望書において、貴職は「多額の経費をかけて加茂病院を全面建て替えする以上、すべての診療科に常勤医師を配置しなければ、費用対効果は最低となり、使われた多額のお金が無駄になります。」と記し、新病院に対して無駄を戒める考えを示しておられます。

将来を完全に予測することは困難であり、改築時点において必要にして十分な施設を整備した上で、その後の医学の進歩や医療環境の変化に伴い新たに施設を整備する必要性が生じた場合には、その段階において、患者様の使い勝手も考慮し、施設を増築する考えであることを貴職にもお伝えしてきたところです。

加茂病院は県立病院として改築を進めていることから、最終的には県の判断により整備内容を決定すべきものと考えますが、貴職の見解をお伺いします。

(3) 開院時期についての貴職の考えについて

8月10日に貴職が配布された新聞折り込みチラシ(以下、「貴職のチラシ」という。)では、「病院局長は、「病院の建設が遅れても、今の病院で十分診療ができるから困らない。」と」言ったと記しておられますが、その指摘は当たりません。県病院局では、一貫して早期開院に向けて改築事業を進めており、その姿勢に変わりありませんし、7月17日の貴職との面談の際にもその旨申し上げてきたところです。

本年7月8日に開かれた加茂市議会医療問題特別委員会において、貴職は「加茂病院の開院が遅れても今の加茂病院はこのまま診療を続ける。1年遅れれば今の病院で診療するだけ。」と発言されたと新聞報道されておりますが、一方で、貴職のチラシでは「1日も早く建設工事に着手されるよう、強く願いますのもであります。」と記しておられます。

要望実現のため開院の遅れはやむを得ないと考えるのか、1日も早い建設工事の着手を望まれるのか、いずれが貴職の真意かお伺いします。

(4) 行政手続処理について

貴市におかれては、別記のとおり加茂病院改築に係る計画通知の受理及び経由等13の手続について不受理若しくは受取拒否とし、法令に基づき実施すべき手続を処理せずに放置しています。

法令に基づく行政がなされない状態が継続していることに対する貴職の見解をお伺いします。

(5) 工事の早期再開等について

貴市における行政手続の処理が中断しているため、解体・仮設工事等が中止を余儀なくされております。県病院局は、貴市において加茂病院改築事業に係る行政手続が処理され次第、発注済み工事及び新病院建設工事に係る発注手続を直ちに再開いたします。

開院時期に対する貴職の回答が「1日も早い建設工事の着手」であるならば、貴市において速やかに行政手続を処理することが早期の開院に向けた唯一の問題解決策と思料しますが、貴職の見解をお伺いします。

なお、これまでの協議の際にも申し上げているところですが、県病院局としては改築工事と平行して病児・病後児保育施設設置についての協議に応ずる用意があること、また、医学の進歩や医療環境の変化には増築スペースを活用して対応する考えに変わりはないことを改めて申し添えます。

【別記：貴市において放置している行政手続】

提出日	提出先	手続名	手続数	状況
6月19日	加茂市建設課	計画通知の受理及び経由	1	書類受取後、放置
7月28日	加茂市水道局	給水装置工事申込書ほか	5	受取拒否
	加茂市下水道課	排水設備等計画確認申請書ほか	2	受取拒否
	加茂地域消防本部 予防課	工事整備対象設備等着工届出書	1	受取拒否
7月30日	加茂市建設課	道路工事施工承認申請ほか	2	受取拒否
8月5日	加茂地域消防本部 予防課	非常用発電設備設置届出ほか	2	受取拒否